

住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に関する審査基準

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第1項の規定による千葉県知事の許可に関する目的別の審査基準は、次のとおりとする。

この基準は、行政手続法第5条第1項に規定される審査基準として取り扱うこととし、これらについては同条第3項の規定により、自然保護課での備え付けその他の適当な方法により公にすることとする。

1 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の考え方

原則として、ニホンザル又はアカゲザルあるいはニホンザルとアカゲザルの交雑種が住居集合地域等に定着したあるいは定常的に出没し、生活環境に被害を及ぼすおそれがある又は現に被害を及ぼしている場合であって、当該個体による被害の状況・程度を踏まえ、追い払いや網又はわなを用いた捕獲等による個体の排除を含めた取り得る手段について捕獲作業の安全性や迅速性を比較・検討し、麻醉銃猟によることが適切と判断される場合に許可するものとする。

なお、法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可申請については、別途審査のうえ、許可することとする。

(1) 目的

麻醉銃猟の目的が鳥獣による生活環境に係る被害の防止以外である場合は許可しないこととする。

(2) 鳥獣の種類・数

対象とする鳥獣の種類は原則として、ニホンザル、アカゲザル及びニホンザルとアカゲザルの交雑種とする。

ニホンジカ、イノシシについては、原則として許可しないものとするが、人命に関わる危険性等を踏まえてもなお安全かつ確実に麻醉銃猟を実施することが可能と判断される場合にあってはこの限りではない。

捕獲対象は、住居集合地域等において定着あるいは定期的に出没し、生活環境に係る被害を及ぼすおそれがある又は現に被害を及ぼしている個体とする。

(3) 期間

許可期間は、必要最小限の期間とする。

なお、現に鳥獣が住居集合地域等に出没していない場合において、予め広範囲又は長期間の許可はしないこととする。

(4) 危害の防止

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- ア 麻醉が効くまでの間に又は麻醉が効かないこと等により対象鳥獣を興奮させて当該鳥獣が人の生命若しくは身体への危険を及ぼすおそれがないこと。

- イ 麻酔薬が発射されることによる危険がないこと。
- ウ 従事者、住民等への危害及び財産への損害を防止するための措置が採られていること。
 - 具体的には、下記に配意した計画であること。
 - (ア) 周辺住民等に周知を図ること
 - (イ) 人の往来が多い期間又は区域においては実施を見合わせる事
 - (ウ) 射手の撃つ方向に人がいないことを確認すること
 - (エ) 周囲の安全確認をすること
 - (オ) 無線等を使って射手と安全確認の担当者が連絡をとること
 - (カ) 麻酔が効くまでの間に二次的な被害を発生させたり、個体を見失うことがないように必要な人員の配置及び道具の準備をすること
 - (キ) 外れた弾を放置せずに確実に回収すること
- エ 申請者のうち1人以上が、対象とする鳥獣に対する麻酔銃の使用実績があること。